

現場説明書 [解体工事編]

佐賀県競馬組合

(A) 工事概要及び一般事項

1. 工事概要

- ①工 事 名 旧騎手宿舎A棟解体工事
- ②工事場所 鳥栖市
- ③工事期間 実工期 120 日間
- ④工事内容 (別添 特記仕様書及び設計図面による)
- ⑤関連工事 なし

2. 設計図書の優先順位

設計図書は相互に補完するものとし、相互に相違がある場合の優先順位は次のとおりとする。

- ①質疑回答書
- ②現場説明書
- ③特記仕様書
- ④設計図面
- ⑤解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

3. 工事着手前・完成時の提出図書

- ①工事請負契約後、監督員の指示により設計図面の製本を提出すること。
- ②その他、「完成図書作成・提出要領（建築住宅課）」により監督員の指示に従って発注者へ提出すること。

4. 契約事務上の注意事項

- ①工事請負契約書は佐賀県建設工事請負契約約款を使用することとし、その他の契約事務については佐賀県財務規則による。なお、本工事の契約者（収支等命令者）は「佐賀県競馬組合 事務局長」とする。
- ②不慮の事故に備えて火災保険や建設工事保険等に参加すること。なお、契約額は工事規模・請負契約額に相応する内容とし、原則として工事完成期日後 14 日間の予備期間を設けること。
- ③「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）に参加すること。
- ④工事が複数年度に亘る場合は、各年度の請負代金の支払い限度額及び施工責任額は、契約書作成の日までに通知する。

(B) 現場及び技術に関する説明事項

1. 解体建物他概要(基礎共解体)

	棟名	構造	床面積
1	旧騎手宿舎A棟（妻帯騎手宿舎）	W造（一部S造）	433. 18 m ²
2			
3			
4			
5			
※その他 外構撤去工事一式 整地工事一式			

2. 処分方針

最終処分		中間処分		金属類 (鉄くず含む)
安定型	管理型	破砕	焼却	
廃プラ ガラス・陶磁器 CB・グラスウール	ラスボード 石膏ボード 蛍光灯	コンクリート 栗石・砂利 アスファルト 木くず	タタミ	有価処分

3. その他

- ・基礎撤去後は、発生土及び真砂土にて埋め戻し整地を行う。

※周辺 GL と高低差ができないようにすること。

- ・解体工事に先立ち、解体建築物並びに電気・機械設備について監督員立会のもと、設計図書を参考に事前確認を行うこと。特に電気・機械設備にあつては、その他の建物と接続されているものもある為、監督員立会のもと、事前確認を行うこと。

【安全・衛生対策】

1. 工事期間中、危険と思われる箇所については特記によるほか、危険防止のための可動柵、立入禁止の表示、立札を設置し、夜間は必要に応じ注意灯を設ける等の措置を講じること。
2. 工事期間中、周辺居住者の通行の安全性確保のため特記による他、交通誘導員を配置する等、必要に応じ措置すること。
3. 騒音振動防止のため、低騒音、低振動型の重機類（油圧式圧縮機等）を使用するなど、騒音・振動については十分留意すること。
4. 躯体解体時等振動の発生する工事を行なう場合は、圧砕機により細かく解体を行い近接建物への振動防止に努めること。
5. 受注者は付近住民への防災その他の対策については、特に留意し、関係下請け業者作業員にその趣旨を徹底し、紛争が生じた場合は、直ちに監督員に報告し、責任をもって処理すること。
6. 危険物、土砂及び塵埃が現場より飛散しないよう散水等の防止対策を、常に怠らないこと。
7. 振動、騒音を伴う工事については、その防止対策を講じると共に、作業日時は次のとおりと

すること。

- ・競馬開催日は原則として作業は行わない。(参考：令和8年度 競馬開催日 115日)
- ・作業時間については、関係者と十分な協議を行う等の措置を講じ、かつ関係法規等に抵触することのない様十分配慮し、設定すること。

① 作業は、原則競走馬の調教終了後の10:00以降を作業可能時間とする。

② 週1回程度の能力検査、発走調教時間帯(2時間程度)は音が出る作業を控えること。

8. 建設現場内外を問わず、道路、構築物等を破損あるいは、汚染、破壊させた場合は、受注者の責任において、速やかに原形に復旧し、管梁への土砂の流入があった場合は直ちに除去すること。
9. 必要に応じ、振動防止対策として、養生鉄板敷を行うこと。
10. キャタピラ付特殊車等の場内道路の通行については監督員の指示を受けること。
11. 工事車輛等は徐行運転をし、駐車は指定の場所に行うこと。
12. 作業高さ15mを超える重機等を使用する工事を行う時は、事前に作業計画書を提出し、監督員の承諾を得てから作業を行うこと。
13. 建築物の解体工事にあたっては、事故防止を図るため、『建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン』に留意すること。
14. 工事に使用する通路等の安全対策
土砂、廃棄物のダンプ、トラック等、大型貨物自動車による搬送計画、通行道路の選定、その他の車輛の通行に係る安全対策について、関係機関と十分協議して必要な具体的内容を定め、監督員の承諾を得た上で、これを誠実に履行すること。
なお、官公署等に対する許可届等の手続きは、事前に行うものとする。

【労働者の保護等】

1. 受注者は、適正な賃金の確保、及び労働災害の防止等、建設労働者の保護に努めること。
2. 労働災害補償保険制度
受注者は、所轄の労働基準監督署の受付印のある「一括有期事業開始届」、又は「労働保険概算・増加概算・確定保険料申請書(有期事業)」の写しを工事請負契約締結後1ヶ月以内に提出すること。
3. 建設業退職金共済制度
・受注者は「受注者用掛金収納書」を工事請負契約締結後一ヶ月以内に提出すること。
・受注者が下請け契約を締結する際には、掛金相当額を下請代金中に算出して下請け業者の制度加入を促進するか、又は受注により証紙の現物交付を行うこと。
・証紙貼付状況等を把握するため、受注業者に対し関係資料の提出を求めることがある。
なお、この建設業退職金共済制度に加入せず、中小企業退職金共済制度に加入している場合は、その事実を証する書類をもって、これに代えることができる。
4. 建設労災補償共済制度
受注者は建設業福祉共済団の共済に加入したことを証する「加入証明書」の写しを工事請負契約締結後1ヶ月以内に提出すること。

なお、この建設労災補償共済制度に加入せず、建設業者団体が行う共済制度、企業内の互助会制度、保険会社営む保険制度に加入している場合は、その事実を証する書類の写しをもってこれに代えることができる。

5. 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格（平成31年厚生労働省告示第11号）」による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、腰ベルト型墜落制止用器具、ランヤード等）を使用するものとする。

【解体工事に係る留意事項】

1. 解体工事については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守して施工を行うこと。
2. 解体運搬作業のため、堀・樹木等を取壊し、又は移植する場合は事前に監督員と打合わせを行い、承諾を受けた後に作業を行うこと。また、作業終了後は原形に復旧して、監督員の検査を受けること。
3. 解体前・解体中・解体後の写真をカラー撮影し、提出すること。特に、地中埋設物の除去及び、処理の状況は入念に撮影すること。
4. 指示する地下残存物については、周囲の建築物からの距離、深さ等を図面に記入し、その位置を特定できるようにすること。
(既設建物の杭の位置については、正確な位置を特定できるようにしておくこと)
5. 解体工事中に新たに発生した障害物・地下残存物は、監督員の指示により、適切に処理すること。
6. 解体建築物への架空電線及び給排水配管、電気・機械設備等の機器類は、事前に撤去・搬出し、適切に処理すること。
7. 盛土整地は工事範囲内の全面を清掃し、平らに掻き均し、転圧しながら所定の高さまで盛土すること。
8. 工事期間中敷地内の一部が使用中の場合、行事との調整、工事期間等事前に協議すること。
9. 解体終了後、地中埋設物の除去が完全であるか、確認するために周囲の建物、工作物に前もって、主な建物の中心墨を入れておくこと。

【施工計画書】

1. 工事に先立ち下記の施工計画書を提出し、監督員の承諾を受けること。

仮設計画 (土留め、仮囲い、防音壁、安全対策、養生等)

解体計画 (工法、重機の種類、台数、作業順序、人員、工程等)

廃棄物処理計画 (運搬車輛の種類、台数、搬出経路、処分場)

盛土整地計画 (重機の種類、台数等)

※解体工事の施工計画書作成にあたっては、「建築物解体工事共通仕様書」に基づき作成すること。

【下請負等に係る指導事項】

1. 本工事の施工に当たっては、「建築産業における生産システム合理化指針」を遵守すること。
2. 工事の一部を下請に出す場合は、下請けの契約の形式を明確にし、一部下請け申請書を提出し、承諾を得ること。
3. 工事の実施に当たっては、下請代金の決定（前払い金を含む）、下請代金の支払い等について不適正な条件による下請けをしないこと。

さらに、不必要な重層下請けが生じないように配慮すること。

4. 下請業者、資材調達、工事に係る技術者等の選定については、「佐賀県建設工事請負契約約款第7条の2」によること。

5. 下請負人、資材調達先及び技術者等の届け出

受注者は、佐賀県建設工事請負契約約款第7条の2第1項に規定する下請契約を締結しようとした場合は、一部下請負申請書を監督員に提出し、その承諾を得ること。

なお、下請業者が県外業者となる場合は「県内優先不実施の理由書」「下請負辞退書」等を同時に提出すること。

受注者は、佐賀県建設工事請負契約約款第7条の2第2項に規定する工事材料に係る納入業者を選定した場合は、工事資材使用届出書により監督員に提出し、その承諾を得ること。

なお、納入業者が県外業者となる場合は、その理由を付した書面によって監督員に提出すること。

受注者は、佐賀県建設工事請負契約約款第7条の2第3項に規定する工事に係る技術者等の配置を決定した場合は、技術者等名簿届出書により監督員に提出すること。

なお、配置する技術者等が県外居住者となる場合は、その理由を付した書面によって監督員に提出すること。

6. 施工体制台帳

施工体制台帳及び施工体系図については、下請契約の請負金額に関わらず、次のとおりとする。

- ・「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の定めに従って、別に定める国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、所定の様式（建築工事監理指針等を参照）により監督員に提出しなければならない。
- ・各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- ・受注者は施工体系図を所定の様式（建築工事監理指針等を参照）により監督員に提出しなければならない。
- ・施工体制台帳及び施工体系図等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。
- ・受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

※施工体制台帳及び施工体系図等の詳細は、『土木工事施工管理の手引き（佐賀県）』を参照すること。

7. 使用人等の管理

受注者は、使用人等（下請負者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者

を含む)の適正な労働条件を確保し、適時、使用人等への指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督すること。

また、使用人等の管理に当たっては、施工体制台帳の一部として作業員名簿を作成・保管することとし、その写しを提出すること。

【廃棄物処理・建設副産物の取り扱い】

1. 産業廃棄物の運搬は、産業廃棄物処理業者若しくは、収集運搬業者の産業廃棄物運搬車両として届けられた車両とし、許可を受けた処分場（中間処理場を含む）へ搬入すること。
2. 当該工事において防災等の無線を妨害する、不法無線局（電波法に基づく免許を受けていないで開設される無線局）を設置しているダンプカーについては、使用しないこと。
3. 廃棄物の処理については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「再生資源の利用の促進に関する法律」その他関係法令等に従い適切に処理すること。

また、産業廃棄物管理表（マニフェスト）の提示や写真等により、廃棄物の処理が適正に行われたかどうか確認できるようにすること。

4. 舗装の切断作業時に発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については産業廃棄物（汚泥）として適正に処理するものとし、必要と認められる経費については、協議の上、設計変更の対象とする。

なお、廃棄物処理法（廃掃法）に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分、性状等）を処理業者に提供すること。

5. 産業廃棄物税の取扱いについて

本工事により発生する建設廃棄物のうち、九州各県の焼却施設及び最終処分場へ搬入するものについては、産業廃棄物税が課税されるため、適正に処理すること。なお、熊本県及び北九州市へ搬入するものについては課税対象施設が異なるため、監督員と協議すること。

6. 建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策等について

- ・建築物その他の工作物の解体、改造又は補修作業を伴う建設工事については、「大気汚染防止法」に従い、石綿飛散防止対策を適正に行うこと。
- ・建築物その他の工作物の解体、改造又は補修作業を行うに当たっては、「労働安全衛生法」及び「石綿障害予防規則」に従い、石綿ばく露防止対策を適正に行うこと。
- ・その他関係法令（建設リサイクル法、廃棄物処理法等）を遵守すること。

7. 建設副産物の取扱い

建設副産物の取扱いについては、『建設副産物適正処理推進要綱』によることを原則とするほか、『建設副産物の取扱い方針（佐賀県）』に従い、適切に処理すること。

なお、再生資源利用計画書及び再生資源利用実施書は、建設副産物情報交換システム（COBRIS：コブリス）に入力し、提出すること。

（C）その他特記事項

- 工事实績情報の登録

請負金額が、500 万円以上の工事については、工事实績情報(CORINS)の登録をすること。

- 設計図書に記載されていない事項であっても、解体工事に起因する問題が生じた場合は誠意を持って速やかに解決にあたること。
- 官公署等への手続きについては「建築物解体工事共通仕様書」によるほか、地元に対しても十分配慮し、必要な打ち合わせや連絡調整を行い、遺漏のないようにすること。
- 給排水、ガス工事は各々の事業者の指定工事店にて行うこと。
- 本工事に必要な諸官庁、九電、NTT、CATV への手続き等の費用及び工事用電力、用水は受注者の負担とすること。
- 本工事に先立ち、既存施設を調査し、本設計図との照合の上施工すること。
- 本工事は、『工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領』によるワンデーレスポンス実施対象工事である。実施にあたっては、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。
- 本工事は、『ウィークリースタンス実施要領』によるウィークリースタンスの対象工事である。実施にあたっては、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。
- 地下埋設物・架空線等上空施設の近接作業を行う場合には、『地下埋設物・架空線等上空施設の事故防止マニュアル（佐賀県）』に従い、慎重に行うこと。
- 本工事は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が一堂に会して、設計変更の妥当性及び設計変更等に伴う工事中止等の判断の協議を行う場として開催する「設計変更会議」の設置対象工事である。

なお、「設計変更会議」への参加については、『設計変更会議実施要領』によること。

- 本工事は、建設現場における「快適トイレ」の設置試行対象工事である。快適トイレは『建設現場における「快適トイレ」設置試行要領』により、受注者の希望で設置すること。